

令和2年11月24日

令和2年第3回美浦村議会臨時会議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

- 議案第 1 号 美浦村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 号 美浦村職員ゝ給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第1号

美浦村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和2年11月24日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美浦村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和43年美浦村条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 美浦村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第2号

美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和2年11月24日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美浦村職員の給与に関する条例（昭和32年美浦村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 美浦村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。